

税理士法違反行為の未然防止に向けて

～名義貸し行為及び業務制限違反等に関する事例～

(税理士が主宰する会計法人を含む)



令和6年12月

 日本税理士会連合会

綱 紀 監 察 部

目 次

はじめに	1
名義貸し行為のポイントについて	2
名義貸し行為可否の指標フローチャート	3
主宰会計法人の適正な運営の指標フローチャート	4
【事例イメージ】	
○ 税理士事務所の使用人が税理士業務の補助業務に従事	
ケース 1. 税理士事務所の使用人が税理士業務の補助業務に従事する場合	5
○ 税理士事務所の使用人でない無資格者や会計法人による税理士業務への関与	
ケース 2. 無資格者や会計法人が作成した申告書等に税理士が署名し提出した場合	6
ケース 3. 無資格者や会計法人が作成した申告書等を基に税理士が 申告ソフトに入力・署名し代理送信した場合	7
ケース 4. 無資格者との雇用関係を偽装し、税理士の名義を利用させた場合	8
ケース 5. 所属税理士に指示し、無資格者作成の申告書等に署名させた場合	9
○ 会計法人の運営	
ケース 6. 納税者が、会計法人に税理士業務を依頼した場合	10
○ 会計法人の併設	
ケース 7. 会計法人の従業員が会計業務のみに従事している場合	11
ケース 8. 会計法人の従業員が税理士業務の補助業務にも従事した場合	12
○ 税理士事務所以外の場所において使用人等が行う税理士業務の補助業務	
ケース 9. テレワークに際しデータの一元管理が行われているなど適切に 監督されている場合	13
ケース 10. テレワークに際しデータの一元管理が行われていないなど適切に 監督されていない場合	14
おわりに	15
資料集（税理士法、税理士法基本通達及び〇〇税理士会綱紀規則）	16

凡例

本資料において用いている略語は、次のとおりである。

法……………税理士法

通達……………税理士法基本通達

規則……………〇〇税理士会綱紀規則（準則）

税理士事務所……………税理士事務所及び税理士法人

無資格者……………税理士資格を有しておらず、税理士事務所（税理士）と直接雇用関係が無く、その税理士の適切な監督下でない者

会計業務……………財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他財務に関する事務

会計法人……………会計業務を行うことを目的とする法人

主宰会計法人……………税理士が主宰している会計法人

使用人等……………税理士と雇用関係にある使用人及び雇用関係は無いが支配権の及ぶ者を含む

使用人……………使用人等の内、税理士と雇用関係にある使用人のみを指す

はじめに

税理士制度は、税務に関する専門家である税理士が、独立公正な立場から国民の負っている納税義務を適正に実現し、申告納税制度の円滑・適正な運営に資することを期待して設けられたものである。

このような税理士の公共的使命の重要性に鑑み、税理士業務（法第2条第1項）については、税理士の無償独占業務とされているところ、税理士が申告納税制度の理念に沿って納税義務者の適正な納税義務の実現を図ることが、税理士制度に対する国民の絶大な信頼を得ることに繋がるのである。

そうであるにもかかわらず、税理士が無資格者などの非税理士の行う、いわゆるにせ税理士行為の幫助となる名義貸し行為に手を染めることは、税理士自身が税理士制度及び申告納税制度を破壊するに等しい行為に他ならない。

また、法で規制されているものではないが、財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他財務に関する事務を行うことを目的とする法人として、いわゆる会計法人が存在する。会計法人が税理士業務を行うことは認められていないにも関わらず、税理士業務を受託し報酬を収受していた——などにより「税理士業務の制限」（法第52条）違反を指摘されるケースがある。さらには、会計法人が作成した申告書等に署名した税理士が名義貸し行為を指摘される事案も発生している。

名義貸し行為は、税理士自身の不正行為である一方、にせ税理士行為を幫助するといった二面性をもつことから、税理士制度の根幹に関わる問題であり、平成26年の法改正では「非税理士に対する名義貸し行為の禁止」（法第37条の2）が別条として新設された。また、罰則「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」（法第59条第1項第2号）も新設されている。

このような状況の下、当部では、どのような行為が税理士業務の制限違反となるのか、または非税理士に対する名義貸し行為となるのかを、税理士事務所（税理士）はもとより会計法人の運営方法及び使用人監督義務を含め、税理士法違反行為の未然防止を図る観点から具体的な事例を取り上げつつ、違反に該当するか否かの判断ポイントを解説している。

令和6年12月
日本税理士会連合会
綱紀監察部 部長 森 宏一

名義貸し行為のポイントについて

名義貸し行為とは、無資格者や会計法人が税務書類の作成を行うという明らかな違反行為に対し、それが表面上適法であるかのように装い、税理士が申告書等に署名するなどして自己の名義を利用させる行為である。

名義貸し行為の指標としては、

- ①税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けておらず、また、報酬を納税者から直接收受していない
- ②税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下でない
- ③税理士が自己の判断で税務書類を作成していない——場合などが挙げられる。

法第2条において税理士は「他人の求めに応じ」、税理士業務を行うものと規定し、ここでいう他人とは納税者（委嘱者）自身をいうものであることから、規則第10条第2項において「会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。」と規定されている。したがって、税理士が納税者本人以外の者から税理士業務の委嘱を受けることは、この規則に違反することとなる。

また、税理士が使用人を雇用して税理士業務の補助業務を行わせる場合は、法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の「税理士は、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう、使用人等を監督しなければならない。」という規定により、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下でのみ税理士業務の補助業務を行わせることができるとされているものである。ここでいう「監督」とは、法第41条の2に規定する使用人等の監督義務が適正に果たされていることをいい、使用人との雇用関係（雇用契約及び支配監督権等）の有無が名義貸し行為と判断するための一つとなる。

しかし、法第41条の2の使用人等に対する監督義務規定は、税理士法上の規定であるため、税理士が主宰する会計法人の従業員が税理士業務の補助業務に従事している場合、会計法人の主宰者である税理士の管理監督がなされていたとしても、会計法人は税理士事務所とは別人格の法人であり、税理士としての管理監督がなされたものではないため、会計法人が作成した申告書等に署名した税理士は名義貸し行為に該当する。

さらに、法第2条第1項第2号の税務書類の作成とは、税務書類を自己の判断に基づいて作成することをいうところ、無資格者が作成したものであっても税理士が検算等をして確認すれば申告書等へ署名しても問題無い——と誤認しているケースが見受けられる。

例えば、無資格者が作成した申告書等について、税理士がその申告書等に基づいて自ら使用している申告ソフト等を用いて電子署名し代理送信した場合であっても、あくまでも無資格者が作成したことに変わりなく、税理士が自己の判断に基づいて作成したこととはならないことから、名義貸し行為に該当する。

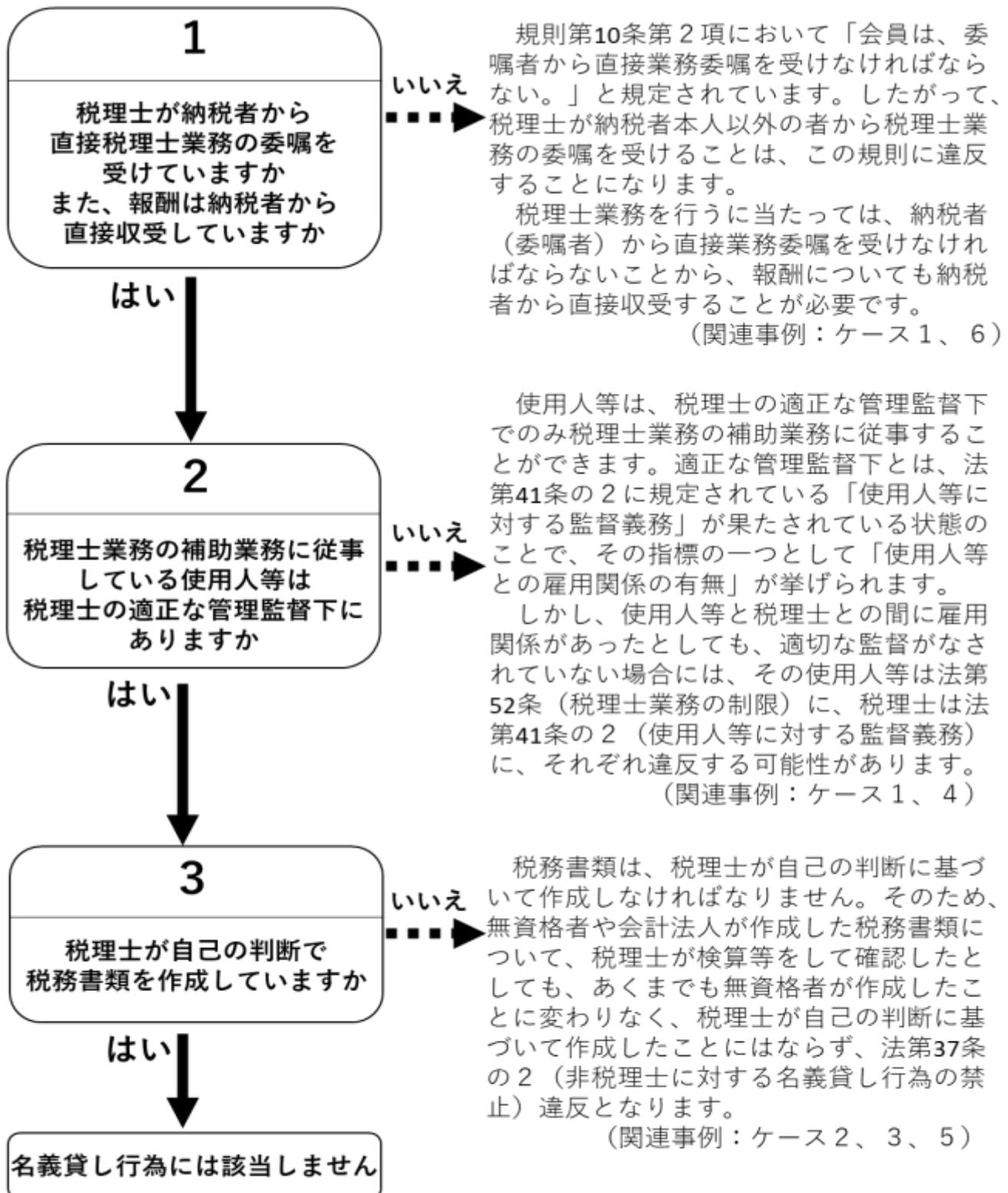
仮にその申告書等が、税理士が代表を務めている主宰会計法人の作成したものであっても、その会計法人は税理士事務所とは別人格の法人として業務を行っているものであって、税理士が自己の判断に基づいて申告書等を作成したことにはならない。

本資料は、上記指標を基に、税理士業務の制限違反及び名義貸し行為の可否について記載したものであるが、その際、雇用関係に基づく業務従事者の呼称を税理士事務所においては「使用人」、会計法人においては「従業員」として区分記載していることに留意願いたい。

※「使用人等」については、日税連業務対策部が令和5年3月に作成・公表している「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」を参考にされたい。

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/2303naibukiritsushishin.pdf>

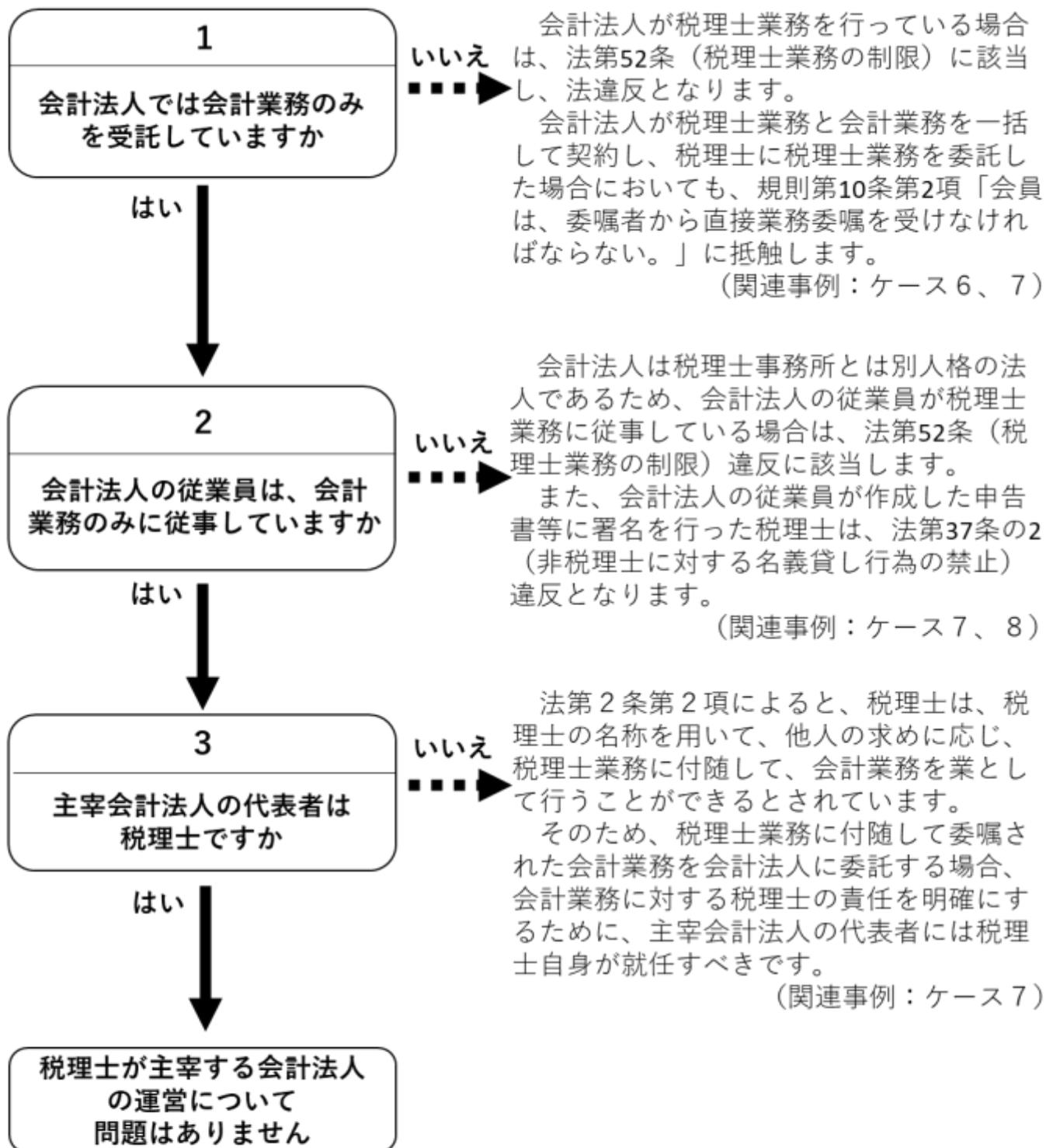
名義貸し行為可否の指標フローチャート



※名義貸し行為可否の指標フローチャートに関する留意事項

質問の回答が「いいえ」となる場合は、税理士法違反となる可能性が非常に高くなるため、解説文を参考に、名義貸し行為とならないようご注意ください。

主宰会計法人の適正な運営の指標フローチャート

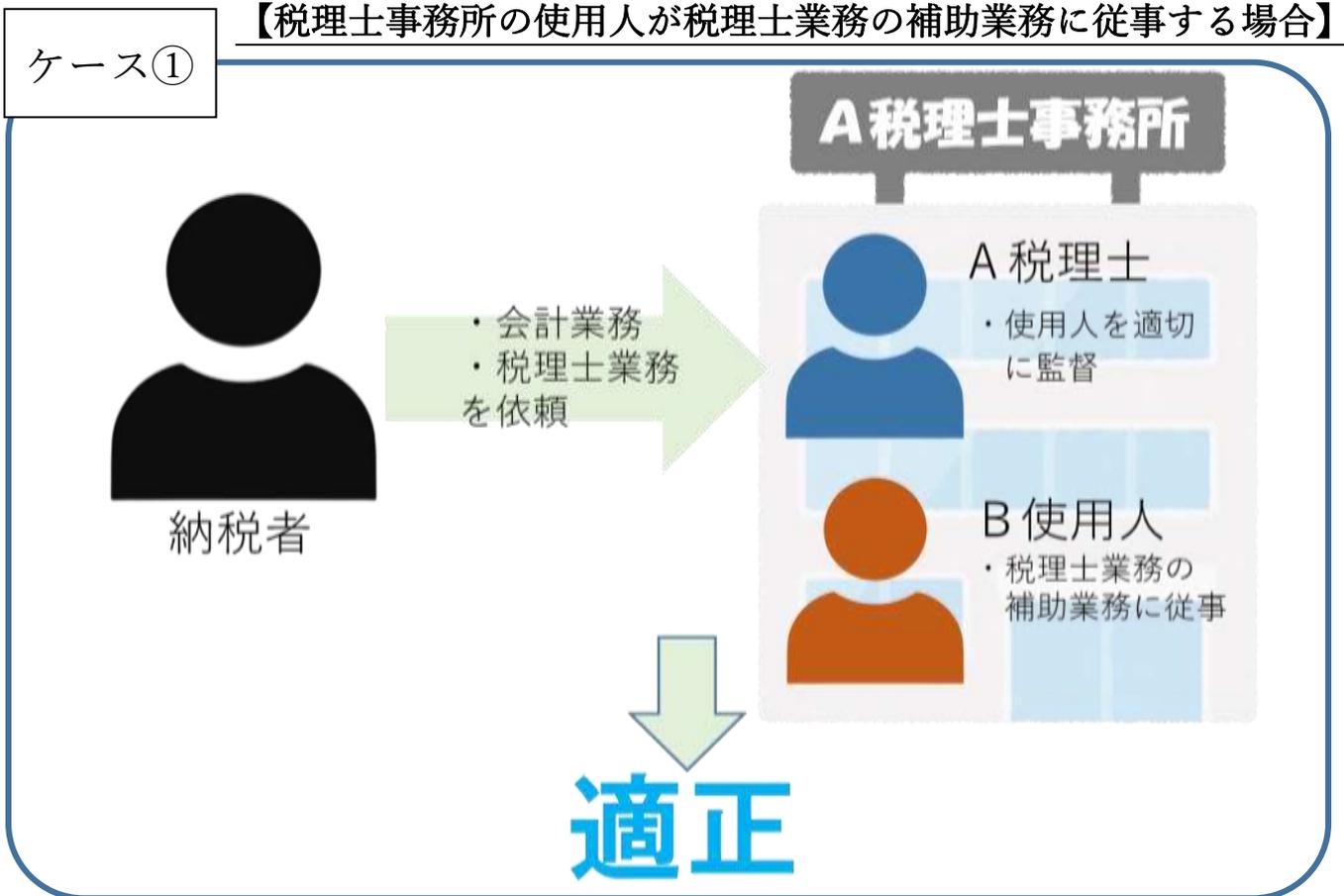


※税理士法人に併設される会計法人の留意事項

税理士法人の社員税理士には競業禁止（法第48条の14）が規定されており、税理士法人の定款の目的に会計業務を記載した場合、社員税理士は他の会計法人の取締役等に就任して会計業務を行うことができません。

名義貸し行為のポイント

【税理士事務所の使用人が税理士業務の補助業務に従事する場合】



【概要】

税理士が納税者から会計業務及び税理士業務を直接受託し、税理士事務所の使用人が、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下で税理士業務の補助業務に従事する場合

【解説】

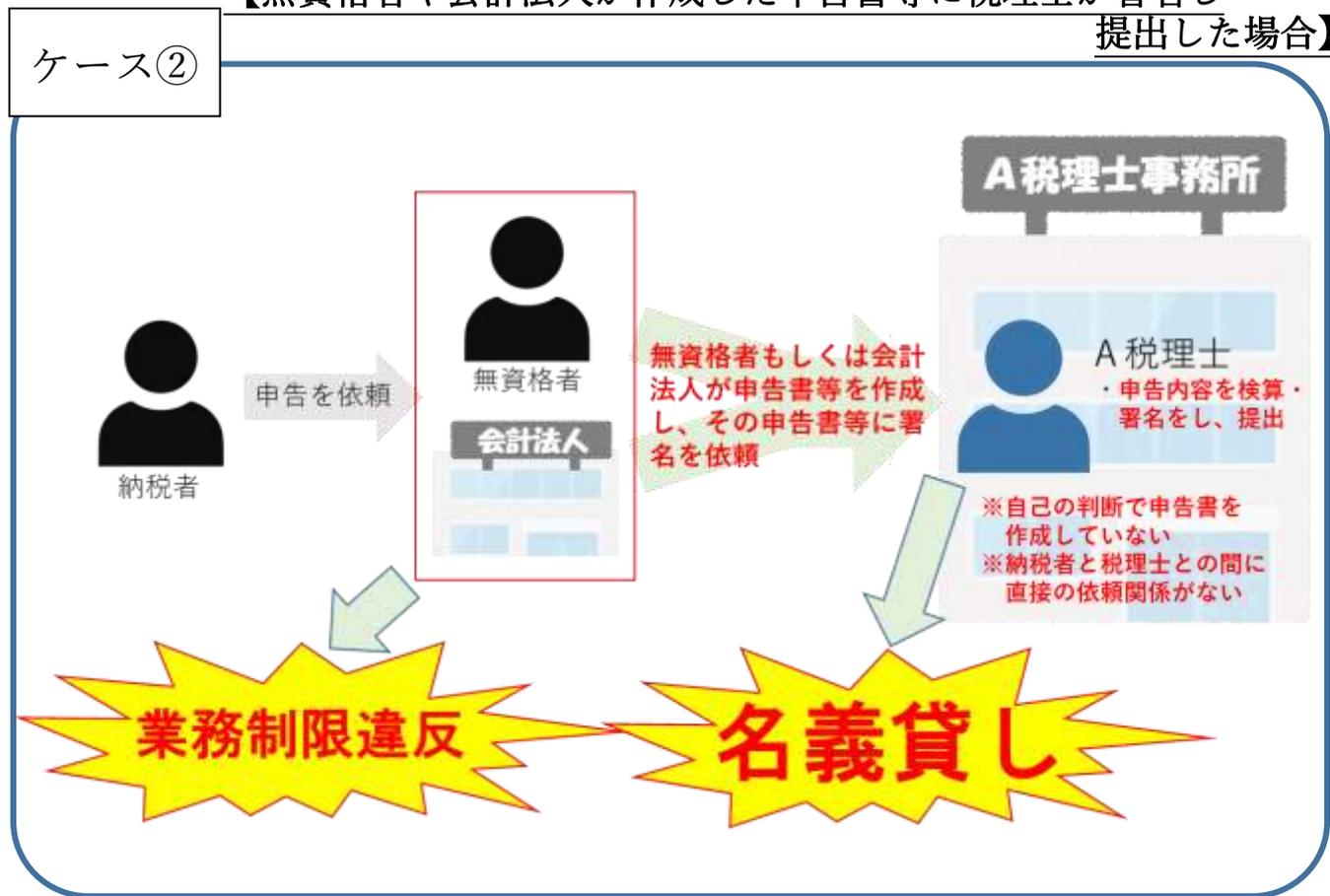
A 税理士の適切な監督の下で、B 使用人が税理士業務の補助業務に従事しているため、適正である。ここでいう「監督」とは、法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）において、使用人等の監督が適正に果たされていることをいい、使用人との雇用関係の有無が名義貸し行為と判断するための一つとなる。

【参考】

他人の求めに応じて業として行う税務書類の作成は「税理士業務」に該当する。税理士業務の適正な遂行のためには、税務書類を税理士が自己の判断に基づいて作成するか、使用人を雇用している場合には、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下で税理士業務の補助業務に従事させなければならない。

ただし、使用人等が作成した決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上で署名している場合でも、適切な監督が行われておらず、使用人等に任せきりになっていることで決算書類の作成過程や財務状況等を税理士自身が把握していないケースにおいては、名義貸しに該当するおそれがあることに留意する必要がある。

【無資格者や会計法人が作成した申告書等に税理士が署名し提出した場合】



【概要】

納税者から申告の依頼を受けた無資格者や会計法人が作成した申告書等に税理士が署名し提出した場合

【解説】

税務書類は、税理士が自己の判断に基づいて作成しなければならない。そのため、無資格者や会計法人が作成した税務書類について、税理士が検算等をして確認したとしても、あくまでも無資格者が作成したことに変わりなく、税理士が自己の判断に基づいて作成したことはないことから、法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

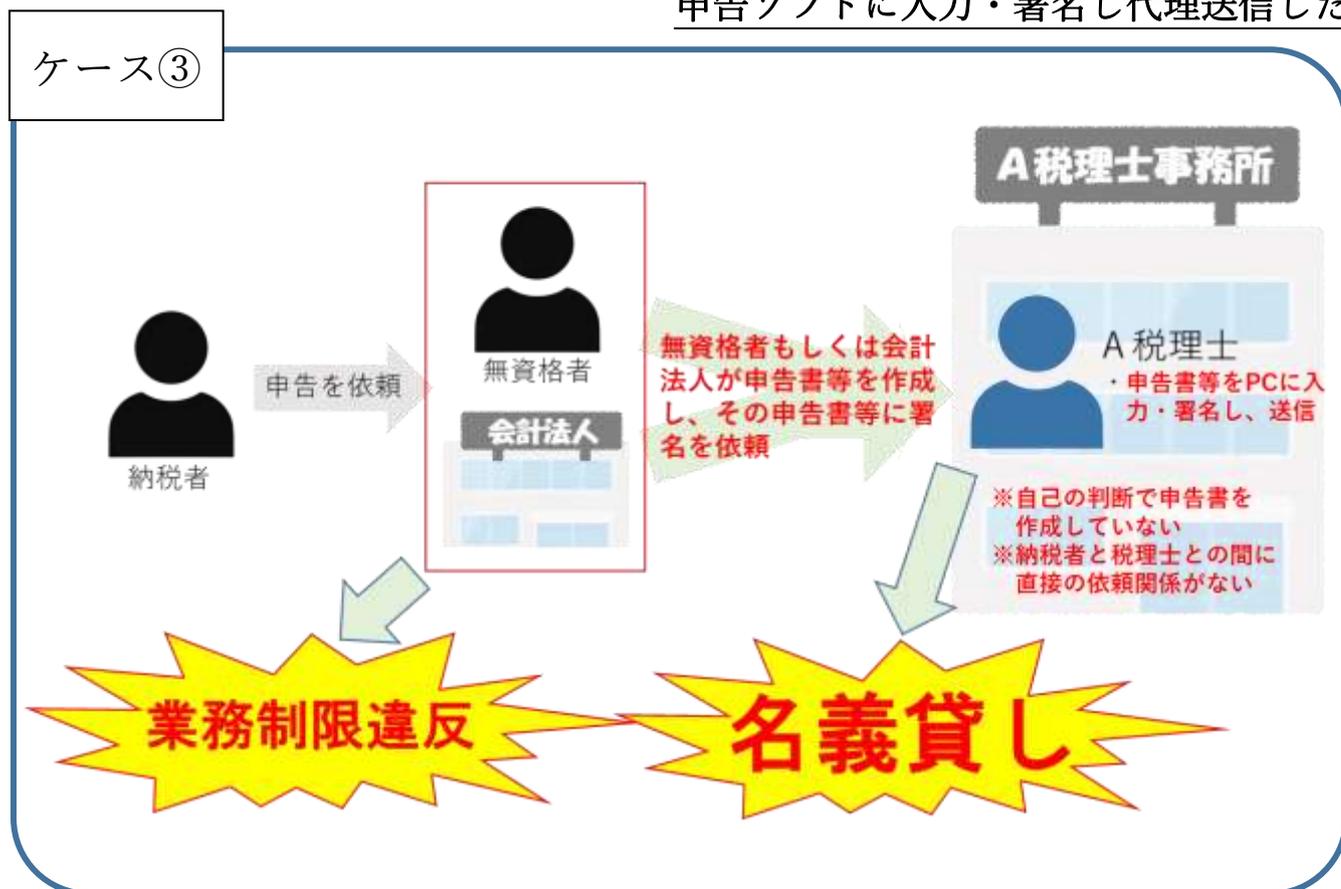
これは使用人等が税理士の管理監督の下で、下書きした決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上、署名することとは意味が異なる。

なお、税理士業務である申告書等の作成を行った無資格者または会計法人は、法第 52 条（税理士業務の制限）違反となる。

【参考】

法第 37 条の 2 違反であることにより、法第 46 条（一般の懲戒）に規定する懲戒事由に該当することとなった場合には、2 年以内の税理士業務の停止または税理士業務の禁止の処分、また、罰則「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」（法第 59 条第 1 項第 2 号）が下される場合があることに留意されたい。

**【無資格者や会計法人が作成した申告書等を基に税理士が
申告ソフトに入力・署名し代理送信した場合】**



【概要】

納税者から申告を依頼された無資格者や会計法人が作成した申告書等を基に、税理士が申告ソフトに入力・署名し代理送信した場合

【解説】

納税者と税理士の間に直接の依頼関係が無いにも関わらず無資格者や会計法人が作成した申告書等について、税理士がその申告書等に基づいて自ら使用している申告ソフトを用いて電子署名し代理送信した場合であっても、あくまでも無資格者が作成したことに変わりなく、税理士が自己の判断で作成したこととはならないことから、法第37条の2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

なお、税理士業務である申告書等の作成を行った無資格者または会計法人は、法第52条（税理士業務の制限）違反となる。

【無資格者との雇用関係を偽装し、税理士の名義を利用させた場合】

ケース④



【概要】

納税者から申告を依頼された無資格者が税理士との雇用関係を偽装し、税理士がその無資格者に対して自己の名義を利用させた場合

【解説】

無資格者が、税理士の使用人としての形式を整えたとしても、実態として税理士の管理・監督下に無いのであれば、実質的には使用人とは言えない。

したがって、税理士は無資格者に自己の名義を利用させたこととなり、法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

また、税理士業務である申告書等の作成を行った無資格者は、法第 52 条（税理士業務の制限）違反となる。

【参考】

税理士が税理士業務の補助業務を行わせるために使用人を雇用する場合、法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）に「税理士は、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう、使用人等を監督しなければならない。」という規定が設けられているため、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下でのみ税理士業務の補助業務を行わせることができるとされているものである。そして適切な監督が行われているかの指標の一つとして「使用人との雇用関係の有無」が挙げられ、これは名義貸し行為と判断するための一つとなる。

したがって、税理士と雇用関係があっても適切な監督がなされていない者が税理士業務に従事している場合は、その税理士業務の補助業務に従事している者は法第 52 条（税理士業務の制限）に、その税理士は法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）に、それぞれ違反する可能性がある。

【所属税理士に指示し、無資格者作成の申告書等に署名させた場合】

ケース⑤



【概要】

所属税理士が、その所属する税理士事務所の開業税理士に指示され、無資格者が作成した申告書等に署名した場合

【解説】

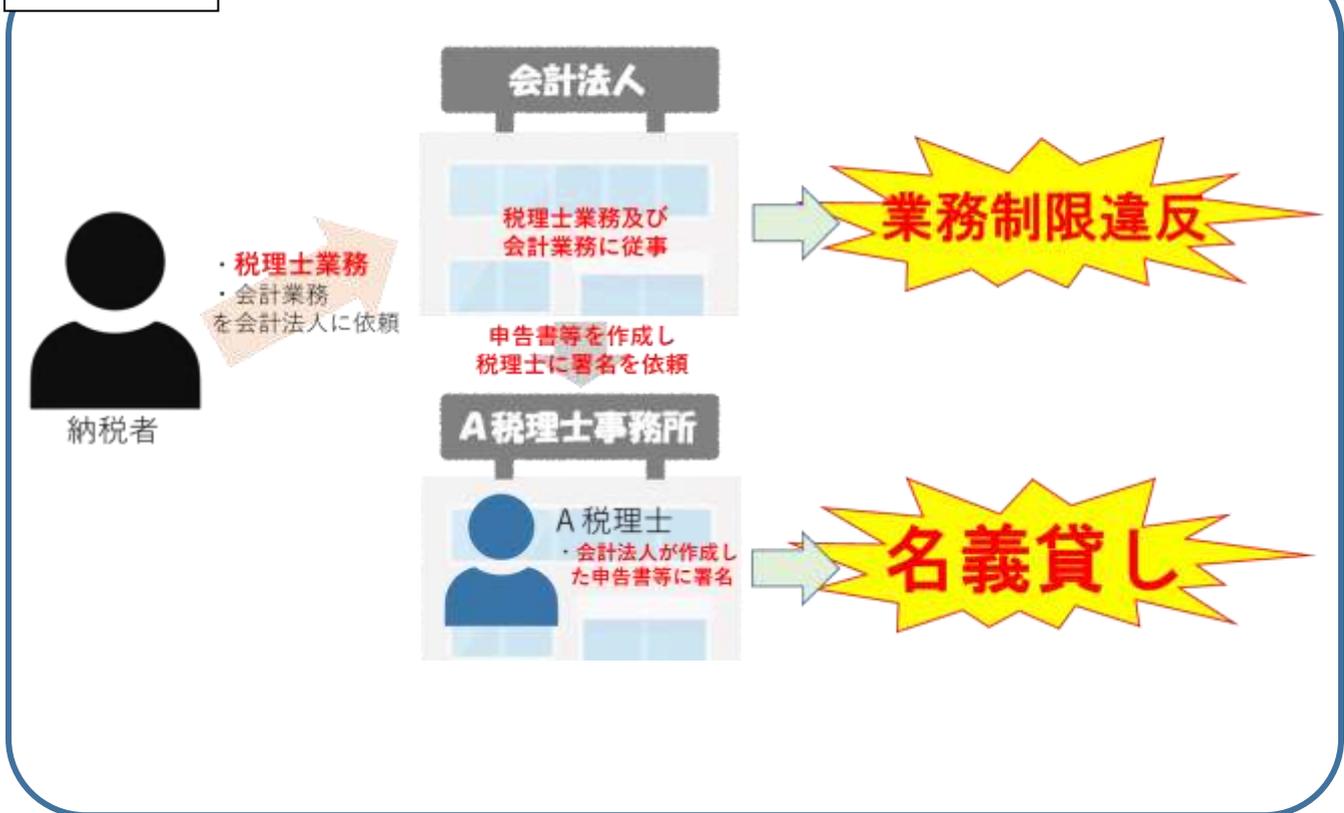
所属税理士であるBは、たとえA税理士の指示によるものであったとしても、無資格者の作成した申告書等に署名してはならず、B所属税理士の行為は、法第37条の2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

また、B所属税理士に指示をしたA税理士は、無資格者が作成した申告書等に自ら署名をしたわけではないが、B所属税理士に対して指示をして署名を行わせており、この行為は反職業倫理的な行為であることから、法第37条（信用失墜行為の禁止）に違反することとなる。

なお、税理士業務である申告書等の作成を行った無資格者は、法第52条（税理士業務の制限）違反となる。

【納税者が、会計法人に税理士業務を依頼した場合】

ケース⑥



【概要】

納税者が会計法人に税理士業務及び会計業務を依頼し、会計法人が作成した申告書等に税理士が署名した場合

【解説】

税理士法人以外の法人は税理士が代表者であっても税理士業務を受託することはできないので、会計法人及びその従業員が作成した申告書等に税理士が署名した場合には、法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

なお、会計法人及びその従業員が税理士業務を行っている場合には、法第 52 条（税理士業務の制限）違反となる。

また、税理士は、税理士業務に対する報酬を委嘱元である納税者から直接收受すべきであり、納税者以外の者から收受することは、名義貸し行為と判断される上で一つの要因となる。

【参考】

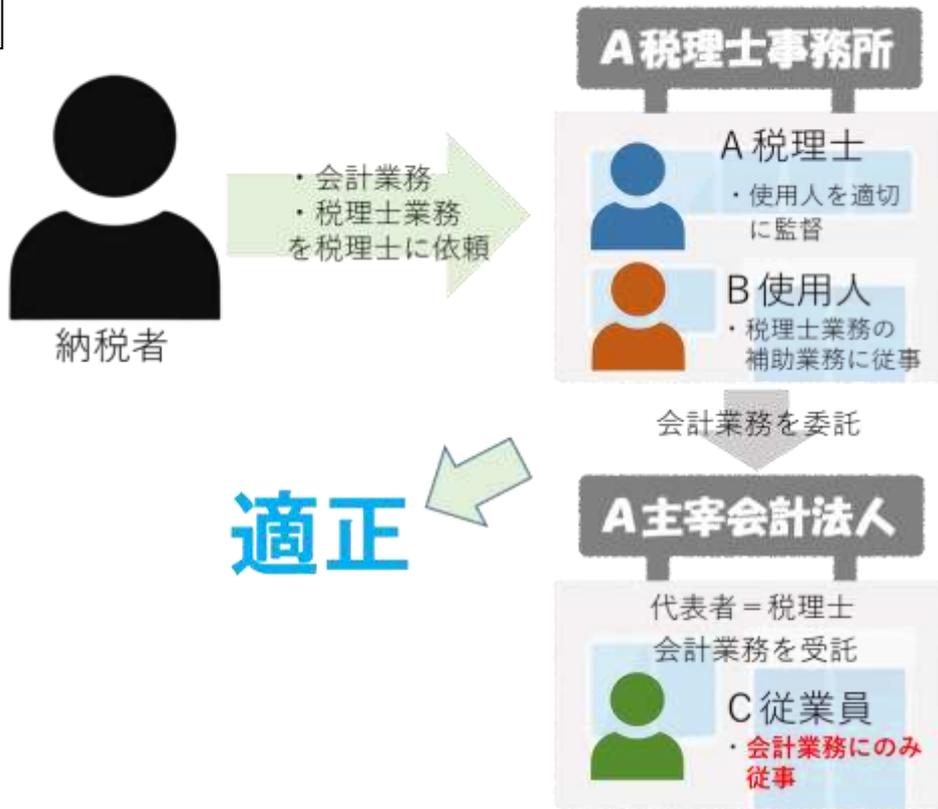
会計法人が、納税者との間で税理士業務及び会計業務を一括して契約し、税理士業務を税理士事務所へ委託する形態は、「会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。」とする規則第 10 条第 2 項（業務委嘱契約）に抵触することになる。

また、法第 39 条（会則を守る義務）にも違反することとなる。

したがって、会計業務を会計法人に行わせたい場合には、税理士業務と会計業務を税理士事務所で一括して契約した上で、会計業務を主宰会計法人へ委託する方式を採用すべきである。

ケース⑦

【会計法人の従業員が会計業務のみに従事している場合】



【概要】

会計法人が、税理士事務所から会計業務を受託し、会計法人の従業員が会計業務のみに従事している場合

【解説】

会計法人の C 従業員が明確に会計業務のみに従事しているため、適正である。

なお、会計法人の従業員が税理士業務の補助業務に従事している場合、会計法人は税理士事務所とは別人格の法人であるため、その従業員は税理士事務所と直接の雇用関係が無く、税理士としての管理監督がなされたものとはならないことに留意する必要がある。

【参考】

法第 2 条第 2 項では、税理士は、「税理士の名称を用いて」、「他人の求めに応じ」、「税理士業務に付随して」会計業務を行うことができるとされている。

そのため税理士の名称を用いて、税理士業務に付随して委嘱された会計業務を会計法人に委託する場合、委任契約や請負契約などに基づく責任が生じることを鑑みると、会計業務に対する税理士としての責任を明確にするために、主宰会計法人の代表者には税理士自身が就任すべきである。

また、会計法人の実質経営者が無資格者でその者の出資割合が多い場合、代表者に就任している税理士との間でトラブルが発生した際に、その税理士の解任が容易に行われ、実質経営者による会計法人を利用した税理士法違反につながりやすいという実態があることから、税理士が主宰する会計法人については、出資割合についても支配権の及ぶ範囲を考慮して税理士法違反が生じないよう留意願いたい。

ケース⑧

【会計法人の従業員が税理士業務の補助業務にも従事した場合】



【概要】

会計法人の従業員が、会計業務及び税理士業務の補助業務に従事して申告書等を作成し、税理士が署名した場合

【解説】

A 税理士は、自らが主宰する会計法人の B 従業員に申告書等を作成させているが、B 従業員は税理士事務所の使用人ではなく、税理士としての A の監督下にないため、B 従業員が作成した申告書等に署名を行った A 税理士の行為は、法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

また、会計法人は税理士事務所とは別人格の法人であるため、会計法人の従業員が税理士業務の補助業務に従事している場合は、法第 52 条（税理士業務の制限）違反となる。

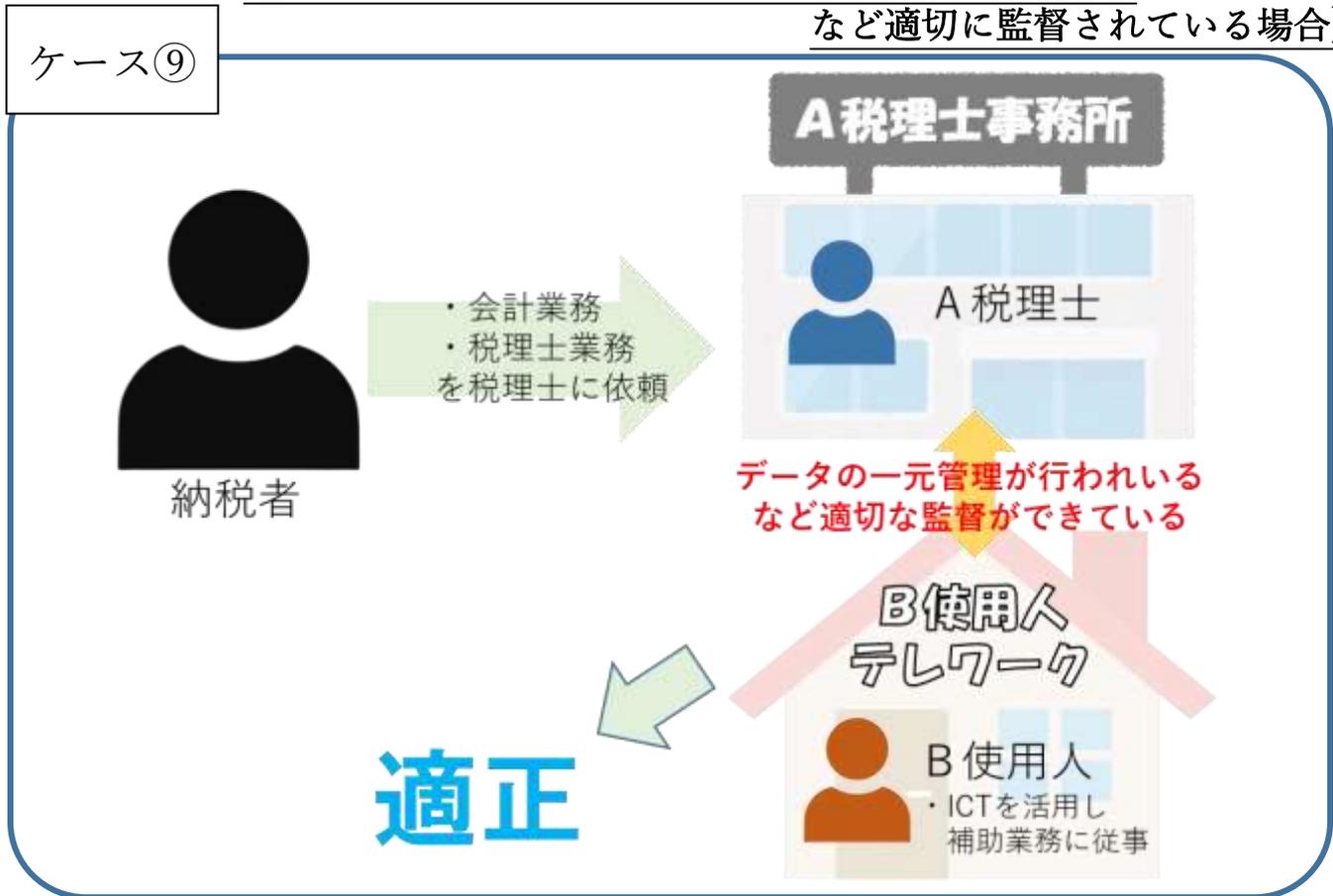
【参考】

税理士が使用人を雇用して税理士業務の補助業務を行わせる場合は、法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）に「税理士は、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう、使用人等を監督しなければならない。」という規定により、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下でのみ税理士業務の補助業務を行わせることができるとされているものである。

税理士が主宰する会計法人であっても、税理士事務所とは別人格の法人として業務を行っているため、その会計法人の従業員が申告書等を作成した場合には、税理士が自己の判断に基づいて申告書を作成したことにはならない。

【テレワークに際しデータの一元管理が行われている
など適切に監督されている場合】

ケース⑨



【概要】

テレワークに際し、事務所が有する様々なデータを一カ所に集約し、統一されたルールで管理するなど、データの一元管理を行い、税理士による使用人の適切な監督が行われている場合

【解説】

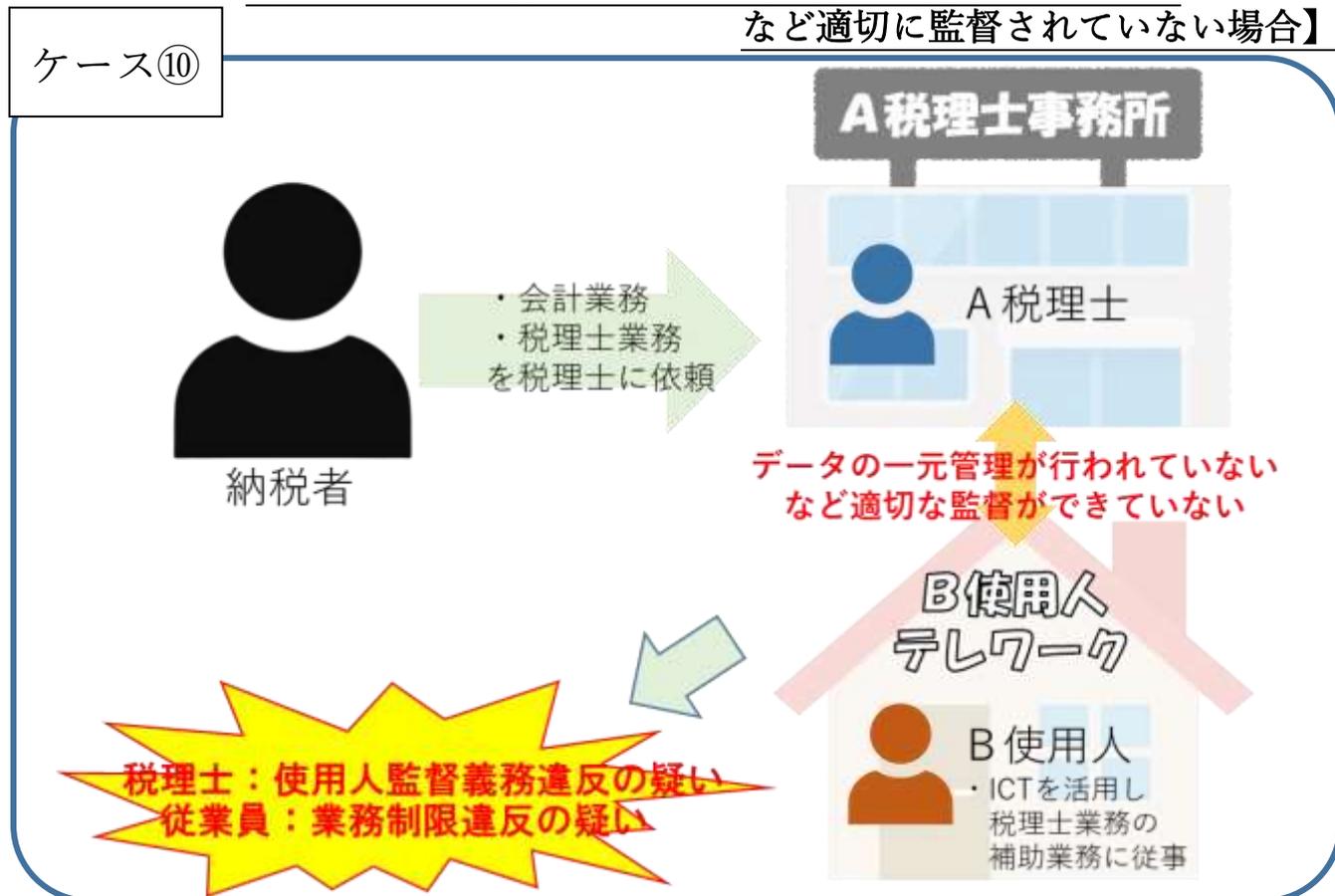
法第 41 条の 2 には「使用人等に対する監督義務」が規定されており、使用者である開業税理士及び税理士法人の社員税理士（使用者税理士）は、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう、所属税理士及び使用人その他の従業者に対し、適切な監督を行わなければならないと規定されている。

データの一元管理とは、例えば、使用人が行っている業務を税理士がいつでも確認できる状態にしておくこと、また、使用人が勝手に申告を行えないよう税務会計システムに制限をかけることなどが挙げられる。

【参考】

使用人監督義務については、税理士法基本通達 41 の 2-1 に具体的な記載があるため、そちらも参考にされたい。

【テレワークに際しデータの一元管理が行われていない
など適切に監督されていない場合】



【概要】

テレワークに際しデータの一元管理が行われていないなど、適切に監督されていない場合

【解説】

使用人の適切な監督を行うためには、サーバ又またはクラウド等を利用するなど、データを一元管理することが望ましい。仮に税理士の適切な監督がなされていない状態で、税理士資格の無い使用人等が税理士業務を行ってしまうと、使用者であるA 税理士は法第41条の2（使用人等に対する監督義務）違反に、使用人は法第52条（税理士業務の制限）違反となる可能性がある。

法第41条の2違反であることにより、法第46条（一般の懲戒）に規定する懲戒事由に該当することとなった場合には、戒告又は1年以内の税理士業務の停止の処分が下されることに留意されたい。

※税理士事務所（本拠）以外で業務を行う場合の留意事項については、日税連業務対策部が令和5年3月に作成・公表している「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」を参考にされたい。

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/2303naibukiritsushishin.pdf>

おわりに

ここまで「名義貸し行為可否の指標フローチャート」並びに名義貸し行為及び税理士業務の制限違反を中心とした10の具体的な事例を取り上げることで、名義貸し行為とならないための指標として、

- ①税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受け、また、報酬を納税者から直接收受する
- ②税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下にある
- ③税理士が自己の判断で税務書類を作成する

———が必要であると示してきた。

中でもケース②及び③については、無資格者等が作成した申告書等に税理士が署名をすることに関して、あたかも適正であるかのように無資格者等から説明を受け、その発言を鵜呑みにした結果、名義貸しに手を染めることになってしまったという事例が少なからず生じていることから、自らの行為が名義貸しに該当しないかを再確認願いたい。

さらにケース⑥については、先代の税理士が亡くなったことを受けて使用人や家族などが会計法人を立ち上げ、当該会計法人で税理士業務を受託し報酬を収受しているというケースが見受けられる。

また、主宰会計法人についても、その運営方法によっては名義貸し行為及びその他の法令違反となるおそれがあることから、適切な運営を行うための注意点及び留意事項を「主宰会計法人の適正な運営の指標フローチャート」により示している。

名義貸し行為に該当するか否か及び会計法人の運営方法が適切か否かについて簡易的に判定を行うことができるため、ぜひ一度フローチャートを用いてのチェックを行っていただきたい。

本事例集では取り上げられなかったが、財務大臣による懲戒処分を受けたことにより業務停止中である税理士や、税理士業務を禁止され税理士登録を抹消されている元税理士に名義を貸与した場合であっても、名義貸し行為として懲戒処分の対象となることに留意する必要がある。

さらに言えば、令和4年法改正により通達が見直され、税理士事務所から離れた場所において使用人が行う業務については、ケース9及び10で示したように、サーバやクラウド等を用いたデータの一元管理などによる使用人の適切な監督が要請されることとなった。今後は使用人の適切な監督が一層重要になると考えられることから、この点についても特段の配慮が必要になってくるであろう。

名義貸し行為等の違反行為は決して他人事ではなく、会員自身の問題であると自覚し、自らの行為が名義貸しに該当しないかという意識と良識ある判断に基づき、将来にわたって名義貸し行為の起こらぬよう、税理士事務所及び主宰会計法人の運営に配慮していただきたい。

○資料集

税理士法（抜粋）

（税理士の使命）

第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（税理士の業務）

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十一号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
- 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
- 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税（森林環境税及び特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

（署名の義務）

第三十三条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人）が署名しなければならない。

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十七条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（非税理士に対する名義貸しの禁止）

第三十七条の二 税理士は、第五十二条又は第五十三条第一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

（会則を守る義務）

第三十九条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

(使用人等に対する監督義務)

第四十一条の二 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(懲戒の種類)

第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第四十五条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

- 2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は二年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第四十六条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

(社員の競業の禁止)

第四十八条の十四 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならない。

- 2 税理士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によって当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法人に生じた損害の額と推定する。

(業務の執行方法)

第四十八条の十五 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(税理士業務の制限)

第五十二条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

(名称の使用制限)

第五十三条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

- 2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
- 4 前三項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 税理士となる資格を有しない者が、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたとき。
- 二 第三十七条の二(第四十八条の十六において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 三 第三十八条(第五十条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の規定に違反したとき。
- 四 第五十二条の規定に違反したとき。

- 2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

税理士法基本通達（抜粋）

第 41 条の 2《使用人等に対する監督義務》関係

（使用人等に対する監督義務）

41 の 2-1 税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
- (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

〇〇税理士会綱紀規則（準則）（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、会則第〇〇条の規定に基づき、会員の品位保持及び使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）の監督に関し、必要な事項を定める。

（会則等の遵守）

第2条 会員は、税理士に関する法令、日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）の会則並びに本会の会則、規則及び細則（以下「会則等」という。）を誠実に守らなければならない。

（使命及び職責の遂行）

第3条 会員は、税理士法（以下「法」という。）第1条に規定する税理士の使命の重要性を認識し、その職責を遂行するため、高潔な人格の陶冶と円満な常識の涵養に努め、税理士の業務に関連する法令と実務に精通しなければならない。

（品位保持）

第4条 会員は、その使命に鑑み各自その品位を保持するとともに、常に税理士の社会的信用の向上に努めなければならない。

（所属税理士の業務）

第6条の2 所属税理士である税理士会員（以下この条において「所属税理士」という。）が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第2条第1項又は第2項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。

（1）所属税理士である旨

（2）その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地

（3）その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨

（4）自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨

3 前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名しなければならない。

4 所属税理士は、第2項の規定により説明を行った場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名を得なければならない。

5 所属税理士は、前項の署名を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

6 所属税理士は、第1項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

（署名の義務）

第9条 会員が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。

2 会員が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

（業務委嘱契約）

第10条 会員は、委嘱者との業務委嘱契約を忠実に守り、紛議等が生じないように努めなければならない。

2 会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。

3 会員は、業務委嘱契約を解除したときは、やむを得ない事由による場合を除き、すみやかに委嘱者に帰属する帳簿等を返還しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第12条 会員は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(使用人等の監督)

第17条 会員(所属税理士である税理士会員を除く。)は、税理士の業務に係る使用人等が、会則等に違反する行為を行わないよう監督しなければならない。

(不正な税務代理等の禁止)

第19条 会員は、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしてはならない。

2 会員は、自己以外が作成した税務書類について、署名してはならない。

(業務の執行方法)

第20条 会員は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(名義貸しの禁止)

第23条 会員は、いかなる場合においても、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させ、又は利用するおそれのあるような便宜を与えてはならない。

(非税理士との関連排除)

第24条 会員は、直接であると間接であると又は有償であると無償であるとを問わず、法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者又はその疑いのある者と次の関係を結んではならない。

(1) 税理士業務を行うための事務所を共同使用し又は賃貸借すること。

(2) 業務上のあっ旋を受け、又は紹介すること。

(3) 実質上の使用人となり、又は雇用すること。

(4) 業務を代理し、又は業務に関与すること。

(5) 業務上の便宜を与えること。

(社員の競業の禁止)

第30条 税理士法人の社員である税理士会員は、自己若しくは第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。

日本税理士会連合会 綱紀監察部

担当副会長	田中 一宏 (中国会)
専務理事	加藤 眞司 (東京会)
部長	森 宏一 (東北会)
副部長	鳴島 和昭 (東京会)
副部長	藤本 幸三 (近畿会)
副部長	加藤 浩道 (東海会)
委員	鈴木 一顯 (東京地方会)
委員	小林 孝夫 (千葉県会)
委員	渡邊 典昭 (関東信越会)
委員	鎌田 國義 (北海道会)
委員	益子 光彦 (東北会)
委員	武藤 巖 (名古屋会)
委員	釣 長人 (北陸会)
委員	小田 達也 (中国会)
委員	北山 昇 (四国会)
委員	原 貞二 (九州北部会)
委員	黒田 直 (南九州会)
委員	工藤 金寛 (沖縄会)

税理士法違反行為の未然防止に向けて

～名義貸し行為及び業務制限違反等に関する事例～

(税理士が主宰する会計法人を含む)

令和6年12月 発行

編集 日本税理士会連合会 綱紀監察部

発行 日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

TEL : 03-5435-0931 (代)

FAX : 03-5435-0941